

札幌社保協 FAXニュース

2010年 3月29日(月)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

4月1日は後期高齢
者3年目、介護保険
開始11年目です

訪問
介護

通院介助は一律対象外ではないはず ヘルパーと一緒に病院へ行きたいが……



札幌社保協は3月26日、介護保険改善の要望で、札幌市の介護保険課と懇談をしました。社保協からは勤医協在宅の各事業所、ヘルパーステーションかりふ、南区の介護事業所、年金者組合の代表など約20人が参加。市からは山本慎司介護保険課長など5人が出席しました。

道の指導では通院介助は「院内はいかなる場合も認められない」道の監査でも通院介助不適切と

市の回答でも「個別の事例では、適切なケアプランの下で訪問介護の対象とする、厚労省通知でも示されている」としているヘルパーの通院介助ですが、今年1月の道の集団指導では「一律認められない」とされています。札幌市の担当者に確認しても「道の指導通り」と回答があったそうです。

厚別の70代男性要介護1、昨年妻に先立たれた後、健康状態・栄養状態が悪くなり、冬道の転倒が怖く泌尿器科受診ができなくなっていた。足の筋力も弱り歩行が難しくなっていたが、「ヘルパーと一緒に行ってくれるなら病院へ行きたい」と希望があり、受診の介助計画を立てた。しかし道の指導で病院内の介助はできないとされたため、その場合は全部自費になることを説明。男性は「お金がかかるなら雪がとけるまで我慢する、お墓や法事にお金がかかるから」と、あきらめてしまいました。

白石の男性要介護2、視力障害で不安も強く、歩行や排泄時のヘルパーの介助が必要、病院側でも対応できないことをと説明したが、通院介助が認められず介護報酬の返還を求められた。ヘルパー事業所では本人と自費での対応を相談をしたが、今の年金では払えないと通院をあきらめた。

院内の介助は認めないと道の集団指導の内容については、札幌市としても道に確認することになりました。

一人暮らしや老老世帯での通院は、病院へ行くだけでなく院内での移動やトイレ、また医師や看護師からの話も聞き取りが難しいことが多く、大変です。しかし今の介護保険ではヘルパーさんが院内に同行し介助することに保険適用をほとんど認めていないのが実態で、上のような事例が生まれています。少なくないヘルパーステーションが通院介助を引き受けないか、自費～全額自己負担でしか引き受けてもらえなくなっています。

「差し押さえ」のポスターは保育所にふさわしくない

3月25日、道保育連、札幌保育連、札幌保育労組、新婦人札幌協議会、道生連、札幌社保協の6団体と代表は、生島典昭札幌副市長に「保育料納入ポスターに、差し押さえの文言を入れない」ことを要請しました。

09年に保育指導課で作成され、一部の保育所に貼られたポスターは「滞納することは許されぬ」「差し押さえを実施します」が前面に出たもので、見た父母などから批判があがっていました。昨年12月に西区社保協が、今年3月には保育連・保育労組の交渉、道生連での交渉でも取り上げられ、当初居直っていた子育て支援部も全面的に改めることを表明しましたが、「差し押さえ」ははずさないと言明していました。

「児童福祉の場であり、子どもが安心して過ごす場である保育所にこのようなポスターはやめるべきである」と出席者からの要請に、副市長は「確かにどぎつい表現。前面に出すのは払えない人にどう応ええるかだと思う。保育の提供側と受ける者が対立しないようにしたい。担当部門と相談する」と回答しました。

